

福岡県公報

令和四年一月十四日
第二百六十六号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

人事委員会

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年一月十四日

福岡県人事委員会委員長 吉岡正憲

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 条例第十二条第二項第一号に規定する手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 七千三百円

二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千五百五十円

ロ 深夜における勤務時間が四時間未満である場合 三千百円

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年一月十四日

福岡県人事委員会委員長 吉岡正憲

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「十五年」を「二十年」に改める。

第六条第一項中「は十五年」を「は二十年」に改める。

別表中

円	円
45,200	30,700
45,200	30,700
45,200	30,700
45,200	30,700
45,200	30,700
43,800	30,700
42,300	30,700
39,400	30,700
36,500	30,700
33,600	30,700
25,500	25,500
20,500	20,500
15,500	15,500
10,500	10,500

を

5,500	5,500

円	円
49,500	35,000
49,500	35,000
49,500	35,000
49,500	35,000
49,500	35,000
48,100	35,000
46,600	35,000
43,700	35,000

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

40,800	35,000
37,900	35,000
31,800	31,800
28,600	28,600
25,400	25,400
22,200	22,200
19,000	19,000
15,800	15,800
12,600	12,600
9,400	9,400
6,200	6,200
3,000	3,000

に改める。